

変更時の手続き方法一覧

- ・ **保育の必要性の事由及び保育の必要量が実態と異なる場合、保育所等の利用ができなくなりますので、変更の際は必ず手続きを行ってください。**
- ・ 次の表中の「変更内容」が発生しましたら、速やかに手続きを行ってください。
- ・ 原則、認定の変更は月単位で申請書が提出された翌月より変更されます。※遡り不可
- ・ 書類の提出先は、在籍中の市内保育所等又は市役所保育課保育・学童担当窓口へ直接お願いします。（郵送は不可）
- ・ 給付認定申請書は、子ども1人につき1枚必要です。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
1	住所の変更（市内転居）	・ 住所等異動届			
2	住所の変更（市外転居）	・ 退所届	綾瀬市内に就労先がある → 小学校就学前まで 綾瀬市内に就労先がない → 年度末まで		※転居後も引き続き市内の保育所等に通う場合は、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。 ※転居先の保育所等を利用又は希望申請を事前に行っている場合、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。
3	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がない場合 （勤務地の変更を含む）	・ 住所等異動届 ・ 就労証明書 ・ 自営業又は内勤が確認できる書類 （その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで		※自営業又は内勤が確認できる書類
4	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がある場合 （勤務地の変更を含む）	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ 就労証明書 ・ 自営業又は内勤が確認できる書類 （その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	標準時間 （月120時間以上働いているとき）	・ 個人事業の開業届の写し ・ 営業許可書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・ その他自営（内職）が確認できる書類 （請負契約書他）
5	就労時間の変更	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ 就労証明書 ・ 自営業又は内勤が確認できる書類 （その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	短時間 （月64時間以上働いているとき）	
6	仕事を探しているとき （求職中）	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ ハローワーク受付票の写し又は求職活動中の旨がわかる申立書	原則、3カ月	短時間	※申立書は任意様式です。どのように求職活動をしているのか具体的に記載し、申立日と住所及び氏名を自署してください。
7	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ 分娩予定日がわかるもの（母子健康手帳の写し又は、診断書）	出産予定日の前6週間と後8週間を含む月を原則とし、必要な期間	標準時間	※母子健康手帳の写しは、表紙と分娩予定日が記載されているページ
8	育児休業を取得するとき	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ 育児休業に伴う継続入所についての申立書	育児に係る子が1歳になる月の末日	短時間	
9	育児休業を延長するとき （ <u>育児に係る子が1歳になる月の前の月の10日までに入所手続きを行い、入所保留となった場合に適用</u> ）	・ 住所等異動届 ・ 給付認定申請書 ・ 育児休業延長に伴う継続入所についての申立書	年度末まで	短時間	※育児休業を理由として利用できる期間（年度末）を過ぎても在園を継続する場合は、 下の子の預け先の有無に関わらず就労が必要。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
10	離婚したとき (離婚予定を含む)	離婚した場合 ・住所等異動届 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は児童扶養手当証書の写し 離婚予定の場合 ・住所等異動届 ・裁判所より発行される離婚協議中である旨が証明できる書類又は離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明(公正証書など)			
11	再婚したとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・再婚相手の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
12	氏名を変更したとき	・住所等異動届			
13	世帯員の変更(増員)のとき	・住所等異動届 ・新たに世帯員となった者(出生、18歳未満及び65歳以上を除く)の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
14	世帯員の変更(減員)のとき	・住所等異動届			
15	病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき (病気等で休職の場合も含む)	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書(必要と認める期間を記載)又は障害者手帳	診断書などで必要と認める期間	標準時間	※診断書には自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。(この旨の記載がない場合、受理できません)
16	介護や看護しているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・介護(看護)状況申告書(様式2) ・診断書(必要と認める期間を記載)	診断書などで必要と認める期間	標準時間	
17	震災・火災などの復旧にあたっているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・被災証明書	復旧状況により必要と認める期間	標準時間	
18	大学、職業訓練校などに通っているとき (通信制を除く)	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・学生証(又は在学証明書)又は職業訓練の受講を説明する証明書 ・時間割等就学時間がわかる書類	就学期間中	標準時間 (月120時間以上就学しているとき)	
				短時間 (月64時間以上120時間未満就学しているとき)	
19	保育所を辞めるとき	・退所届	退所希望日まで(原則月末退所)		